第二十五条に次の一項を加える。

4　第一項の規定により第二十二条第一項第三号又は第五号に掲げる裁定の請求を行う場合において、相手国実施機関等が当該裁定の請求に係る被保険者又は被保険者であった者の死亡した年月日及び死亡の原因を確認したことを証する書類を有するときは、厚年規則第六十条第三項第四号及び厚年規則附則第十一項第四号の規定により請求書に添えなければならないこととされている被保険者又は被保険者であった者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類並びに厚年規則第六十条第四項及び厚年規則附則第十二項の規定により請求書に添えなければならないこととされている被保険者又は被保険者であった者が死亡した事実を明らかにすることができる書類については、添えることを要しない。

附　則

この省令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第十五条第二項第四号の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から六の項までを一項ずつ繰り上げる改正規定　公布の日

二　第二条第六号の表に次のように加える改正規定（同表十一の項に係る部分に限る。）、第三条第六号の表、第六条第七号の表及び第七条第七号の表の改正規定並びに第十五条第二項第四号の表に次のように加える改正規定　社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の効力発生の日

三　前二号に掲げる規定以外の規定　社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の効力発生の日

○防衛省令第十四号

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十六号）の施行に伴い、捕虜収容所処遇規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

捕虜収容所処遇規則の一部を改正する省令

捕虜収容所処遇規則（平成十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第四号中「第四百九十九条第二項」を「第四百九十九条第三項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年十月二十五日から施行する。

○防衛省令第十五号

自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令

（目的）

第一条　この省令は、自衛隊の大規模広報施設（自衛隊の広報活動の用に供されている自衛隊の施設のうち、当該施設の床面積が二千五百平方メートル以上であり、かつ、年間の入場者の数が五万人を超えるものをいう。以下同じ。）に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関し必要な事項を定めることにより、当該施設への入場者の数の変化その他の自衛隊の広報活動に与える影響について検証することを目的とする。

（入場料の徴収）

第二条　自衛隊の大規模広報施設のうち防衛大臣が別に定めるものに入場しようとする者は、当分の間、入場料を国に納めるものとする。

2　前項の入場料の額は、防衛大臣が別に定めるものとする。

附　則

この省令は、平成二十二年十一月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第五号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十月二十二日

国家公安委員会委員長　岡崎トミ子

犯罪捜査規範の一部を改正する規則

犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第百十二条第四項中「換価」を「廃棄（刑訴法第四百九十九条第四項の規定によるものに限る。）、換価」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（還付の公告）

第百十二条の二　領置物の還付に関して刑訴法第四百九十九条第二項の規定による公告をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。

2　前項の公告は、司法警察員たる警察官が行わなければならない。

第百五十一条中「およそ」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、「廃棄等の処分」の下に「、還付の公告」を加え、「差押を」を「差押えを」に改める。

別記様式第十号中

危険を生じ、又は生ずるおそれのあつた状況

を

廃棄すべき処分を由

に改める。

附　則

この規則は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十六号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十二年十月二十五日）から施行する。

告　示

○法務省告示第五百三十四号

北海道虻田郡喜茂別町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年十月二十一日

法務大臣　柳田　稔

北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別三百四十一番地

杉本　秀雄

○法務省告示第五百三十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年十月二十一日

法務大臣　柳田　稔

住所　京都市南区吉祥院九条町42番地2

千惠　昭和45年10月25日生

住所　神奈川県鎌倉市由比ガ浜4丁目4番51―106号

朴榮文　昭和33年10月6日生

韓聖雅　昭和39年7月28日生

朴元樹　昭和63年9月22日生

住所　川崎市川崎区浅田4丁目14番10―604号

ユリ・アキラ・エルナウ・グシケン　昭和44年3月4日生

住所　川崎市中原区小杉御殿町1丁目10番16号

文常寶　昭和50年11月12日生

住所　相模原市中央区矢部3丁目9番3―405号

マク・グラス・シオン・マイケル　昭和59年4月3日生

住所　相模原市緑区橋本8丁目5番16号

韓直之　昭和55年3月26日生

住所　兵庫県芦屋市大東町18番6―714号

姜和弘　昭和53年4月2日生

住所　兵庫県明石市岬町4番1号

鄭正和　昭和57年1月30日生

住所　兵庫県明石市朝霧北町1102番地

李利輝　昭和60年12月16日生

住所　兵庫県加古郡播磨町大中4丁目11番13号

金未南　昭和25年1月29日生

住所　兵庫県加東市梶原165番地1

黄美華　昭和62年7月20日生

住所　札幌市北区新琴似四条12丁目3番16号

朴成寿　平成2年2月7日生

住所　岐阜県美濃加茂市中部台2丁目14番地16

金永浩　昭和42年12月8日生

住所　静岡県裾野市御宿1500番地

金洋寶　昭和52年7月17日生

住所　福岡市早良区百道浜3丁目9番33―2102号

徐國夫　昭和48年4月30日生

住所　福岡県嘉麻市鴨生120番地42

尹勇　昭和21年8月10日生

劉福南　昭和25年3月8日生

尹加奈　昭和51年9月20日生

尹奈穂　昭和51年9月20日生

尹希望　昭和53年6月25日生

住所　福岡市東区馬出3丁目8番1―513号

崔守道　昭和52年4月4日生

住所　福岡市東区馬出3丁目8番1―510号

崔文明　昭和54年5月3日生

崔大信　昭和58年4月6日生

住所　東京都江東区枝川3丁目4番1―902号

朱冬梅　昭和52年1月20日生

呂嘉[illegible]　平成12年7月28日生

呂嘉旭　平成14年11月28日生

住所　東京都品川区大井3丁目18番1号

ジョソア・ベントゥーラ・スガマ　昭和59年9月20日生